

## 船舶事故調査報告書

平成29年10月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成28年11月30日 10時30分ごろ
発生場所	福岡県宗像市大島北西方沖 筑前大島灯台から真方位334° 13.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 06.3′ 東経130° 17.7′）
事故の概要	遊漁船大福丸は、左回頭中、また、遊漁船第三末吉丸は、漂泊中、両船が衝突した。 第三末吉丸は、釣り客2人が負傷し、左舷船尾部外板に破口等を生じ、また、大福丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成29年2月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 大福丸、6.6トン FO2-6320（漁船登録番号）、個人所有 12.60m（Lr）×3.30m×1.22m、FRP ディーゼル機関、421.00kW、平成5年4月27日 第290-58161号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 第三末吉丸、4.9トン FO3-32601（漁船登録番号）、個人所有 12.45m（Lr）×2.77m×0.88m、FRP ディーゼル機関、330kW、平成9年2月24日 第290-49074号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月20日 免許証交付日 平成27年2月23日 （平成32年5月17日まで有効） B 船長B 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月20日 免許証交付日 平成26年9月8日 （平成32年2月14日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 2人(釣り客)
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、平成28年11月30日05時30分ごろ大島北西方沖の釣り場に向けて宗像市大島港を出港し、釣り場に到着した後、移動しながら釣りを行った。</p> <p>船長Aは、2回目の釣り場(以下「本件釣り場」という。)を発進し、移動しながら魚群を探索していたところ、魚群を確認できなかったため、本件釣り場に戻ることにし、北西進を開始した。</p> <p>船長Aは、本件釣り場から移動を始めたとき、付近に他船を認めなかった上、移動を始めて余り時間が経過していなかったため、前路に他船はいないものと思い、GPSプロッターで本件釣り場を確認しながら約7～8ノットの対地速力で航行した。</p> <p>A船は、船長Aが、本件釣り場の東方にいることを知り、本件釣り場に寄せようと左転を開始したところ、間もなく船首方にB船を認め、急いで機関を中立運転としたものの、10時30分ごろ南南西に向首した船首がB船の左舷船尾部に衝突した。</p> <p>A船は、船長Aが、A船及びB船の航行に支障がないことを確認した後、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡し、自力で航行して係留地に戻った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、05時30分ごろ大島北方沖の釣り場に向けて宗像市鐘崎漁港を出港し、同釣り場に到着して移動しながら釣りをし、10時20分ごろ大島北西方沖の釣り場に到着し、機関を中立運転としてスパンカーを展開し、船首を南東方に向けて漂泊を開始した。</p> <p>B船は、船長Bが、左舷船首方に北西進するA船を視認し、A船が左舷船首方約70m付近で左転し、B船に向かう態勢となったが、釣果を聞きに来たものと思い、その様子を眺めていたところ、A船が減速しないで接近するので、衝突の危険を感じ、急いで機関を全速力前進に操作したが、A船と衝突した。</p> <p>B船の左舷船尾部にいた釣り客(以下「釣り客B<sub>1</sub>」という。)及び右舷船尾部にいた釣り客(以下「釣り客B<sub>2</sub>」という。)の2人は、B船で鐘崎漁港に運ばれた後、車で病院に搬送され、釣り客B<sub>1</sub>は、右膝挫創、右脛骨骨挫傷、腰椎捻挫、釣り客B<sub>2</sub>は、左手挫創とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	船長Aは、レーダーを使用していなかった。

	<p>船長Bは、B船に汽笛が装備されていたものの、吹鳴して注意喚起をしなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、大島北西方沖において、釣り場を移動する目的で北西進中、船長Aが、本件釣り場から移動を始めたとき、付近に他船を認めなかった上、移動を始めて余り時間が経過していなかったため、前路に他船はいないものと思い、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊するB船に気付かずに左転し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大島北西方沖において、漂泊中、船長Bが、B船の左舷側に左転しながら接近するA船を見て、釣果を聞きに来たものと思い、衝突を避けるための動作をとるのが遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、大島北西方沖において、A船が北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、前方の見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かずに左転を開始し、また、船長Bが、衝突を避けるための動作をとるのが遅れたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 漂泊している場合でも、他船の動きに注意し、接近する他船に危険を感じたら、衝突を避けるための動作をとれるよう心掛けておくこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

